

中央税務会計事務所 ニュース

迎春

平成二十七年

元旦



《通信欄》明けましておめで
とうございませう。

今年の景気について個人
的見解ですが、前半から
半ばまでは原油安等で世
界のマネーの流れが激しく
世界の経済は不安定な
状況が続きますが原油は
一バーレル五〇ドルを底に
八〇ドル近くまで回復し
ウクライナ問題は終息に向
い（ロミアノフのルールで妥協）
後半は世界経済も立ち
直り、中東問題も明ら
かしくなると勝手に思っ
ています。 当たりやすそう祈
って一年間精進してまい
りますので本年も御鞭撻
の程よろしくお願ひ申し上
げます。

中島

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉
平成27年
2月2日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法及び租税特別措置法等の規定により、(平成26年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多種多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

■原材料・エネ価格上昇への対応

収益改善への第一歩

ムダを無くして利益体質に

■コスト増でも「価格転嫁できず」

経済産業省が全国の商工会議所等を通じて平成26年10月にアンケート調査した「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況の変化に関する調査」が公表されました。

それによると、円安などを要因とした原材料やエネルギー価格の上昇が企業の利益を圧迫している状況が浮き彫りになりました。さらに問題となっているのが、原材料・エネルギー価格の上昇分を価格転嫁できていない企業が半数以上(56・3%)

〈製造原価引き下げの例〉

材料費

- 必要な分だけ仕入れる
- 有効活用しロスを出さない

労務費

- 作業マニュアルの整備・徹底
- 動線レイアウト改善で生産性向上

経費

- 節電効果を社内で共有
- 整理・整頓で賃料を削減

にのぼっていることです。

価格転嫁が困難な理由としては、「価格転嫁すると売上が減少する」、「販売先が交渉に応じてくれない」、「長期契約のため価格変動が困難」などの回答がみられます。

このような厳しい環境下において利益を出し続けるには、次のようなムダを無くすための対策を総合的に実行することが重要になります。

ここでは分かりやすく、製造業のケースでの収益改善のためのヒントについてふれてみました。

■製造原価を下げる

収益を上げ続けるための方法は、「売上を伸ばす」、「原価を下げる」の2つしかありません。単純なことのようみえますが、難しいことも確かです。

そこで、短期間で効果を出すために有効な対策として製造原価の低減が考えられます。

す。製造原価とは、①材料費、②労務費、③経費の3つの要素から成り、製品を製造するために費やした金額のことをいいます。

ただし、製造原価を下げた際にも、安全性・信頼性、品質・機能、納期などは必ず維持することが重要です。

■材料費について

製造業では、材料費が製造原価の大半を占めることから、これまでとは違った視点で仕入を考えてみるのも一つの方法です。

例えば、仕入単価を抑えるために大量仕入をするケースは少なくありません。今後の受注予定が決まっていれば有効な手段ですが、単価が割安になるという理由だけで大量仕入をしてしまうと、倉庫管理費が必要になったり、陳腐化・品質劣化のリスクも伴い、不良在庫を抱えることにもなりかねません。仕入単価だけを重視すると、結果的にムダなコストが発生する可能性があることにも注意しましょう。

当然、少量仕入に切り替えた場合には、原材料を有効に使い切ることを原則とします。この点については、生産技術の改善や工法の見直しなどで、不良品の発生を極力減らすようにしましょう。

■労務費について

労務費では、作業工程の観察・分析や作業マニュアルの整備・徹底などで、従業員の能力を高めることがポイントになります。

原材料や部品を取りに行ったり来たりするなど、数十秒のちよつとした時間でも年換算で計算すると莫大な無駄になります。倉庫、工場などにおいて、従業員の動きや物の配置を分析し、より良い動線レイアウトに改善することで、「時間当たりの生産性」を高めることが重要です。

■経費について

経費には様々な項目があります。例えば消費電力では、待機状態の機械の電源はこまめに切る、終業時刻より30分早めにエアコンを停止するなど節電意識を習慣化しましょう。その際には、節電目標を掲げた上で、削減できた金額を社内で公表して経営への効果を認識させましょう。

また、賃借料では、倉庫内の整理・整頓で原材料や部品などの保管を集约化することでムダな賃料などを削減することが可能になります。

このような取り組みが一過性の打ち上げ花火にならないように、従業員一人一人を巻き込んだ対策として継続していくことが肝要です。

1月の税務

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1) 提出期限 … 本年最初の給与支払日の前日
 - (2) 提出先 … 給与の支払者(所轄税務署長)
- 2 支払調書の提出 提出期限 … 2月2日
- 3 源泉徴収票の交付
 - (1) 交付期限 … 2月2日
 - (2) 交付先 … ①所轄税務署長 ②受給者
- 4 固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限 … 2月2日
- 5 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

納期限 … 1月中において市町村の条例で定める日
- 6 26年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限 … 1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 7 26年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

申告期限 … 2月2日
- 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

申告期限 … 2月2日
- 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

申告期限 … 2月2日
- 10 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) … (半期分)

申告期限 … 2月2日
- 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

申告期限 … 2月2日
- 12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)(消費税・地方消費税)

申告期限 … 2月2日
- 13 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出期限 … 2月2日
 - (2) 提出義務者 … 1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

編集発行人

所長 税理士	中島 智				
所長補佐 税理士	中島 由雅				
副所長 税理士	平田 保				
〃	〃	中村 和夫			
〃	〃	奥原 康之			
〃	〃	山田 潔			
〃	〃	重野 良二			
〃	〃	江村 一郎			
〃	〃	小嶋 正幸			
〃	〃	工藤 重孝			
〃	医療担当	加藤 登			
〃	金融担当	小澤 善昭			
顧問 農学博士	中島 宏				

〒338-0012

さいたま市中央区大戸

6-30-1

Tel 048-855-4466

Fax 048-855-2288